

仙台市職員採用選考案内

－ 歯科医師 －

令和4年12月5日
仙 台 市

1. 選考の種類、採用予定人員及び職務概要

選考の種類	採用予定人員	職 務 概 要
歯科医師	1名	健康福祉局や区役所保健福祉センター等において、歯と口の健康づくりに係る施策の企画立案、各団体等との連絡調整、歯科保健行政を担う人材育成、歯科保健業務（歯科健康診査、歯科相談業務等）などに従事します。

◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 応募期間 令和4年12月5日～令和5年1月20日

3. 採用予定日 令和5年4月1日

4. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務等に制限があります。

(3ページ「10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。)

(2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

(3) 年齢、資格・免許等（次表のとおり）に該当する人

年 齢	資 格 ・ 免 許 等
昭和33年4月2日以降に 生まれた人	次の①②を全て満たす人 ①歯科医師免許を有する人 ②歯科医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した人、 又は採用予定日までに修了する見込みの人（平成18年4月1日以後に 歯科医師免許を申請し、かつ、取得した場合に限る。）

5. 考査の日時・会場

日 時	考 査 会 場 (予定)
令和5年2月5日 (日)	仙台市人事委員会事務局 (仙台市役所二日町分庁舎 3階) ※4 ページ参照 (場所は、受験票に記載して通知します。)

6. 考査の方法・内容

考査方法	内 容
面接考査	個別面接

◇ 面接考査は、全て日本語での質問・応答になります。

7. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの受験申込書 (両面印刷) に必要事項を漏れなく記載の上、所定欄に自筆で署名し、写真(縦4cm×横3cm)を貼って申し込んでください（「受験申込書の記入要領」に従って記入してください。また、申込書の記載が十分か、写真は正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください。）。
- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表に「**歯科医師受験**」と朱書きして、次の①～③の書類と一緒に、〒980-8671 仙台市総務局人材育成部人事課（住所不要）あてに「**簡易書留**」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印のあるものに限り受理します（③については、平成18年4月1日以後に歯科医師免許を申請し、かつ、取得した人のみ、追加で提出してください。）。
 - ① 仙台市歯科医師志望理由書（本案内はさみ込みのもの） 1通
 - ② 歯科医師免許証の写し 1通
 - ③ 歯科医師臨床研修修了登録証の写し 1通

※ ②歯科医師免許証、③歯科医師臨床研修修了登録証については、考査当日に原本を確認させていただきます。
- (3) 受験票は、本案内はさみ込みの用紙に必要事項を全て記入し、点線に沿って切り取り、郵便はがきに表裏ともはがれないように貼り付けて申込書等に同封してください。また、郵便はがき以外のはがきを使用する場合には必ず63円切手を貼付してください（受験票が1月31日(火)までに届かない場合には、人事委員会事務局に電話にて照会してください。）。

8. 合格発表

発 表 日 時	掲 示 場 所
令和5年2月16日 (木) 午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板

- ◇ 合格者にのみ通知を郵送しますが、発表後4日たっても届かない場合には、人事委員会事務局に照会してください。
- ◇ 同日午前10時以降、**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」**（<https://www.city.sendai.jp/ninyo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>）に合格者の受験番号を掲載します。また、人事委員会事務局で電話による可否の照会を受け付けます（☎022-214-4457）。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、選考に合格しても採用される資格を失うことがあります。
- ◇ この選考の結果については、仙台市個人情報保護条例に基づき、口頭で開示を請求することができます（次表参照）。

対 象	開示内容	期 間	申 込 方 法	場 所
採用選考の 不合格者	順位及び 総合得点	合格発表 日から 1か月間	受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等）をお持ちの上、午前9時から午後5時までの間に口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。 なお、電話、手紙等での申込はできません。	仙台市人事委員会 事務局 (仙台市役所二日 町分庁舎3階) ※4ページ参照

9. 勤務条件等

(1) 給与

採用時の給料月額は、歯科医師免許取得時から換算し、かつ任命する職に応じて決定されます（博士課程修了者には加算があります。）。

給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、それぞれの支給要件にしたがって支給されます。

（参考）24歳で歯科医師免許を取得した50歳の方の年収 約1,300万円（令和4年4月1日現在）

(2) 勤務時間等

原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分）です（1週間当たり38時間45分）。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(3) その他

本人の適性、能力に応じ、適宜人事異動を行います。

10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

(1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。

公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。

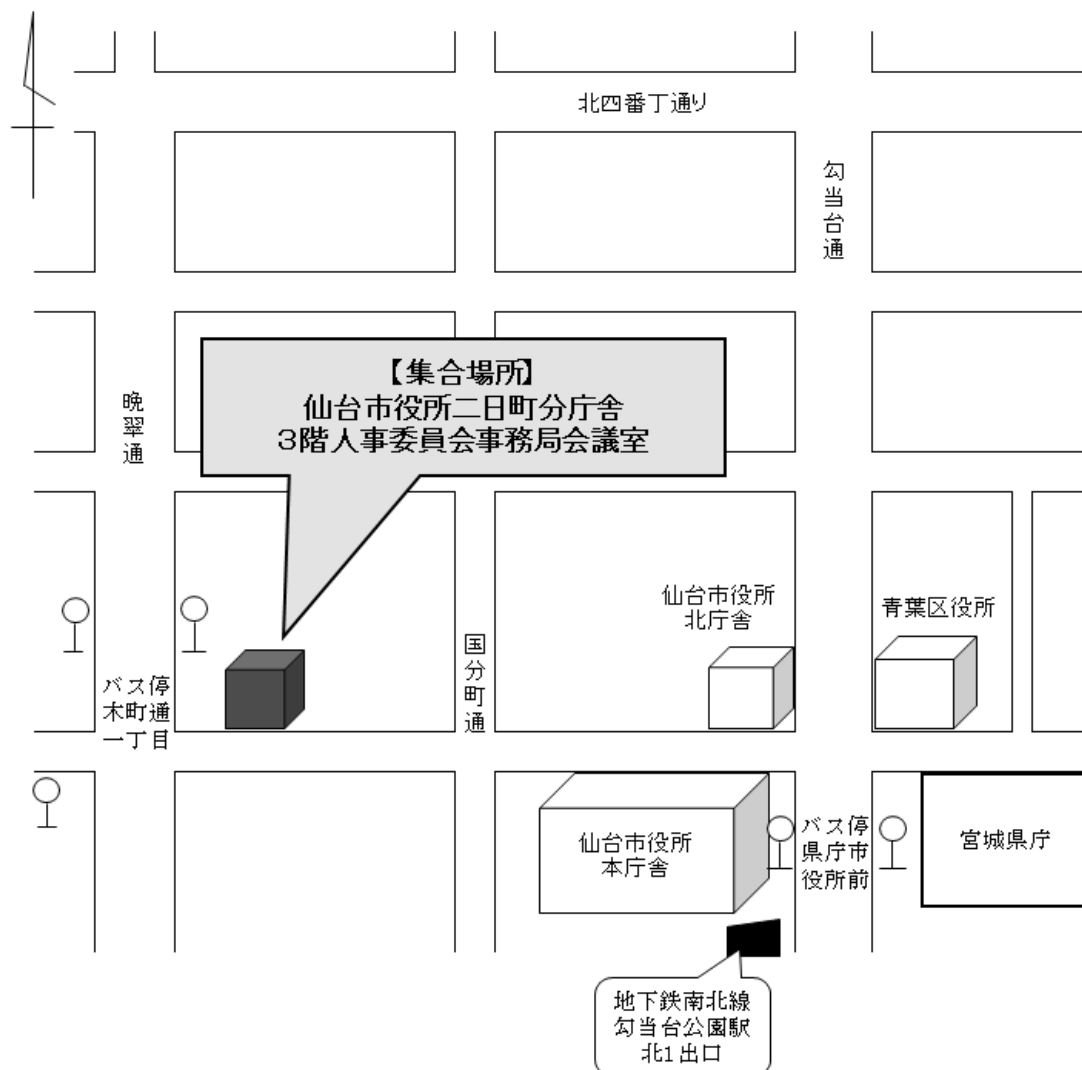
- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
- ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務

(2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、総務局人材育成部人事課までお問い合わせください。

仙台市役所二日町分庁舎 案内図

〔住所：仙台市青葉区二日町4-3〕



- 地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車 北1出口から徒歩約7分
- 市営バス・宮城交通バス「県庁市役所前」下車 徒歩約6分
- 市営バス「木町通一丁目」下車 徒歩約1分

【 受験申込に関する問い合わせ先 】

仙台市総務局人材育成部人事課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-1215(直通)

【 職務概要に関する問い合わせ先 】

仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-8197(直通)

【 考査会場及び合否に関する問い合わせ先 】

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-4457(直通)